

見積合わせ案件

業 務 名	丹後・知恵のものづくりパーク施設自家用電気工作物 保安管理業務
業務施行場所	京都府京丹後市峰山町荒山225 「丹後・知恵のものづくりパーク」
委託期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日
委託内容	別添「自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
見積書提出期間	平成26年2月14日（金）～平成26年2月21日（金） 8時30分から17時15分まで
見積書提出方法	郵送又は持参により下記まで提出してください。
見積書提出場所	公益財団法人京都産業21 北部支援センター 〒627-0004 京都府京丹後市峰山町荒山225 「丹後・知恵のものづくりパーク」
見積合わせ参加資格	① 電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条の2で定める外部委託先の要件を満たしている者であること。 ② 見積書提出時において、京都府の指名停止を受けていないこと。 ③ 京都府内に本店又は支店等の事業所を有すること。 ④ 停電事故等が発生した場合、概ね1時間以内に到着し、対応できること。 ⑤ 上記のほか、電気事業法施行規則第52条から第53条の2、経済産業省告示第249号、主任技術者制度の運用通達（原子力安全・保安院）及び「仕様書」に示されている事項を遵守する者であること。
質問等受付期限	平成26年2月18日（火） 17時00分まで 下記まで、電話又はファックスでお願いします。
担 当	公益財団法人京都産業21 北部支援センター（担当：田中） 電話番号：0772-69-3675 F A X：0772-69-3880

自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

この業務は、電気事業法第38条第4項に規定する自家用電気工作物について、同法第43条に基づく同法施行規則第52条第2項の規定による「保安管理業務」の委託を行うもので仕様は次のとおりとする。

仕様書上、公益財団法人京都産業21を甲、受託者を乙とする。

1. 委託業務名

丹後・知恵のものづくりパーク施設自家用電気工作物保安管理業務

2. 委託対象電気工作物

(1) 名称及び所在地

「丹後・知恵のものづくりパーク」

京都府京丹後市峰山町荒山225

(2) 需要設備の概要

(「丹後・知恵のものづくりパーク」自家用電気事業者エリア図参照)

設備容量 1, 450KVA

最大電力 685KW

受電電圧 6, 600V

3. 委託期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日とする。

4. 業務の内容等

(1) 巡視・点検及び測定・試験業務

別表「巡視・点検及び測定・試験基準」により定期的な巡視・点検及び測定・試験を行い経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しない恐れがあるときは、とるべき措置について甲に報告すること。

(2) 緊急時の対応

乙は甲に電気事故・故障が発生した場合、休祭日、昼夜を問わず24時間対応で応急措置をするものとし、対象事業所へ概ね1時間以内に到達できること。

(3) 報告又は資料の提出

電気事業法第106条第4項に規定する報告及び資料の提出を行うこと。

(4) 立入検査の立会い

電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会いを行うこと。

5. 定期点検等の内容及び回数

乙の行う点検内容は別表「巡視・点検及び測定・試験基準」のとおりとし、点検の回数は次のとおりとする。

- (1) 月時点検 毎月1回(設置・改造等の工事期間中は毎週1回以上)
ただし、低圧絶縁監視装置を設置の場合は、隔月の点検実施でも可能。
- (2) 年次点検Ⅰ 毎年1回実施
- (3) 年次点検Ⅱ 3年に1回(年次Ⅰの内容も含む) <平成26年度実施>
- (4) 臨時点検 必要の都度
- (5) 点検・測定試験のうち、別表「巡視・点検及び測定・試験基準」中の△印のものは、
停電の影響、過去の実績その他の理由によって省略できる。

6. 監視装置(絶縁監視装置)の設置

甲の自家用電気工作物の保安管理業務を行うに当たり、乙は監視装置(絶縁監視装置)を設置することができる。また、監視装置(絶縁監視装置)を設置した場合は、常に正常に稼動するように乙の責任の下にメンテナンスを行う。

7. 乙は、甲との連絡を確保するため、電話その他の装置を完備することとする。

8. 保安業務担当者の明確化

乙は保安業務担当者の「氏名」「生年月日」「主任技術者免状」種類及び番号を明示するとともに、身分を示す証明書により本人であることを甲に対して明らかにすること。

9. 点検結果の報告と記録の保存

乙は点検終了後、甲に点検結果を報告するとともに記録を3年間保存しなければならない。

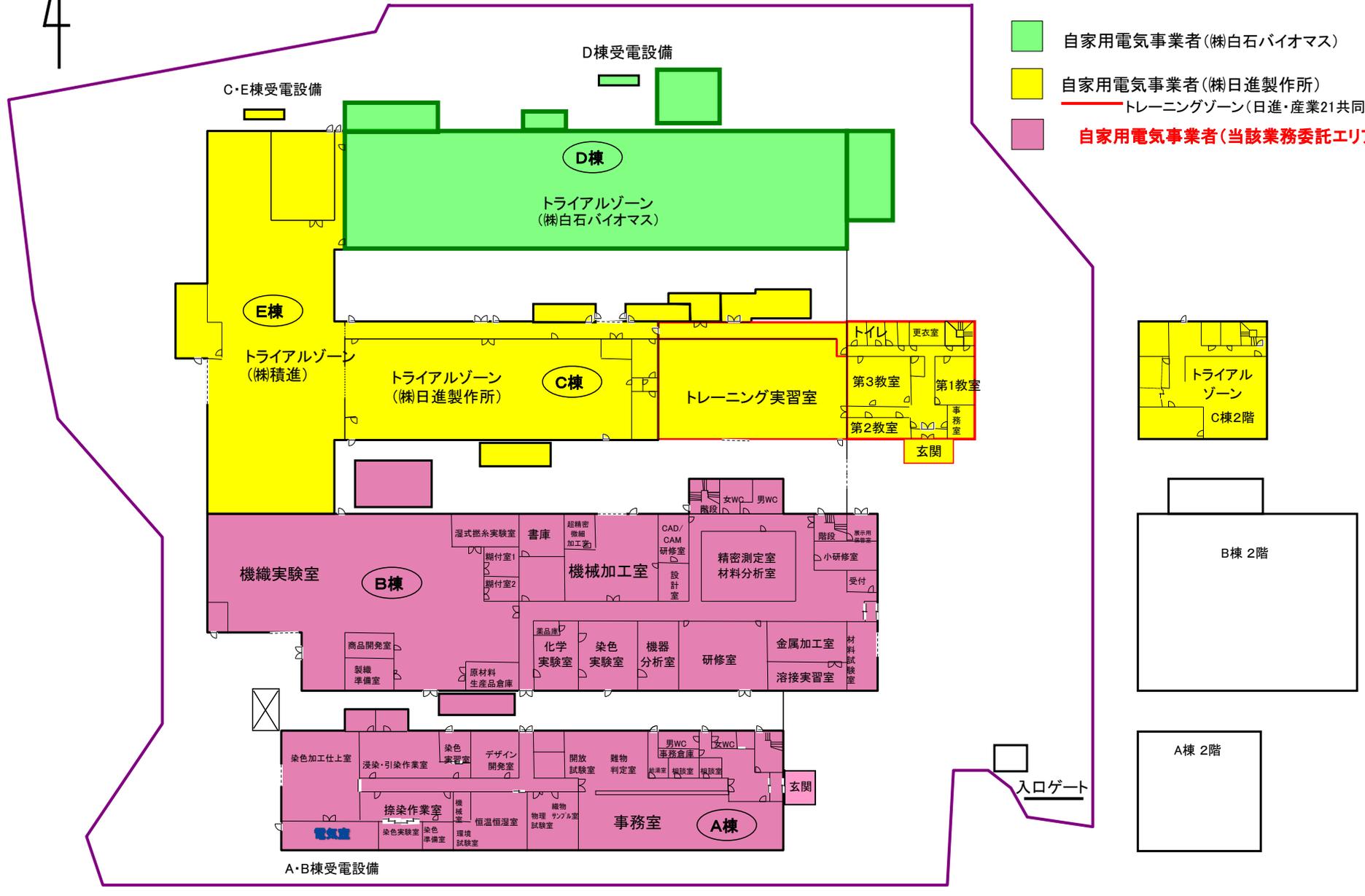
10. その他

電気事業法、電気事業法施行規則等関係法令を遵守するとともに、関係機関への申請、届出を速やかに行うこと。

「丹後・知恵のものづくりパーク」自家用電気事業者エリア図

4

- 自家用電気事業者(株白石バイオマス)
- 自家用電気事業者(株日進製作所)
- トレーニングゾーン(日進・産業21共同利用)
- 自家用電気事業者(当該業務委託エリア)



A・B棟受電設備

入口ゲート

巡視・点検及び測定・試験の基準（隔月点検）

No 1

設備	点検項目	工事期間中の巡視、点検 [週1回]	月次点検 [隔月1回]	年次点検 [毎年1回]		
				年次点検 I	年次点検 II	
引込設備	区分開閉器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		開閉器と継電器の連動試験			△	○
引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○	○	○	
	10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
受電設備	断路器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験			△	○
	変圧器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		内部点検			△	△
		絶縁油の酸価度試験			△	△
	コンデンサ、リアクトル	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	避雷器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	母線等	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	その他の高圧機器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
受配電盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○	○
		電圧値、電流値の測定		○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		計器校正試験			△	△
		シーケンス試験			△	△
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	○	○
		接地抵抗測定			△	○
		漏えい電流測定		○	○	○
構築物	受電室建物、キュービクル式受電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○	○	○

設 備	点 検 項 目	工事期間中 の巡視、点検 [週1回]	月次点検 [隔月 1回]	年次点検 [毎年1回]		
				年次点検 I	年次点検 II	
配電設備	電線路	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
負荷設備	低圧機器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	開閉器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
絶縁状態監視			低圧絶縁監視装置による			
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○	○	○
		電圧測定		○	○	○
		比重測定			○	○
		液温測定			○	○
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	構造物等	外観点検	○	○	○	○
	非常予備発電装置	原動機、始動装置及び付属装置	外観点検	○	○	○
始動・停止試験				○	○	○
保護継電器の動作試験					△	○
発電機及び励磁装置		外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
遮断器、開閉器、配電盤、制御装置等		外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		発電電圧、周波数(回転数)の測定		○	○	○
		保護継電器の動作試験			△	○
		インターロック試験			△	△

- 注1 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。
- 2 工事期間中の○印は、各点検項目の該当項目を示し、工事に係わる設備に対して適用する。
- 3 工事期間中の巡視、点検は工事工程にあわせ実施する。
- 4 工事完了後の竣工試験の実施、内容については保安協会と協議する。
- 5 月次点検、年次点検の○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。
- 6 絶縁油の酸価試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又はPCB油混入のおそれがある場合、一部又は全部を省略することがある。
- 7 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、漏えい電流測定に替えることがある。
- 8 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、その結果により当該点検の一部に替えることがある。
- 9 負荷設備の絶縁抵抗測定は、低圧電路の絶縁状態を監視する「低圧絶縁監視装置」により当該点検に替えることがある。
- 10 10³ボルトによる絶縁抵抗測定は、6³ボルトの高圧設備に対して適用する。